(3)　事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、堤防のみ整備する案（以下「申請案」という。）及び堤防と水門を整備する案の2案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が多いものの、施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所

第6　収用の手続が保留されている起業地　宮城県気仙沼市浪板、東八幡前、浜町二丁目及び本浜町二丁目地内

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十四日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一般国道二十四号　橿原市一町三一七番一から同市観音寺町一〇二番一まで　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月十四日

○北海道開発局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一般国道二百二十九号　北海道古平郡古平町大字港町四三六番二から同町大字港町六番一まで　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年五月十四日

国会事項

衆議院

議案提出

五月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

行政不服審査法案（原口一博外四名提出）

議事日程

五月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成二十六年五月十三日（火曜日）

午後一時開議

第一　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）　総務委員会に付託

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）　厚生労働委員会に付託

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）　外交防衛委員会に付託

難病の患者に対する医療等に関する法律案（閣法第二四号）　厚生労働委員会に付託

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）　厚生労働委員会に付託

質問主意書提出

五月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

「慰安婦」問題に関する質問主意書（藤田幸久提出）（第九七号）

別居親に対する学校現場等の対応に関する質問主意書（真山勇一提出）（第九八号）

質問主意書転送

五月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

墓参訪朝に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第九三号）

普天間飛行場の辺野古移設に関する質問主意書（江口克彦提出）（第九四号）

新国立競技場建設に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九五号）

私学助成に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九六号）

辞令

（管理部管理課企画室長）参議院参事　山本　秀彦

管理部管理課議員会館監理室長事務代理を解く（五月十二日）

人事異動

内閣

（総務省人事・恩給局長）総務事務官　笹島　誉行

（総務省行政管理局長）同　若生　俊彦

（総務省人事・恩給局次長）同　井波　哲尚

（総務省大臣官房審議官（行政管理局担当））同　上村　進

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局局員を命ずる（各通）

（総務省人事・恩給局参事官（人事評価・任用担当））同　稲垣　好展

（総務省人事・恩給局総務課長）同　稲山　文男

（総務省人事・恩給局参事官（服務・勤務時間、ダイバーシティ担当））同　古賀　浩史

（同（労務管理・啓発・福利・厚生制度担当））同　齊藤　寛

（同（給与・退職手当担当））同　髙野　寿也

（総務省人事・恩給局人事政策課長（併）人事・恩給局（労働・国際担当））同　竹中　一人

（総務省行政管理局管理官（定員総括、独立行政法人総括・特殊法人総括））同　中山　光輝

（総務省人事・恩給局公務員高齢対策課長）同　松本　敦司

（総務省行政管理局企画調整課長）同　横田　信孝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局局員を命ずる（各通）（以上四月二十一日）